



ながと情報箱

インフォメーション・ボックス

HP=<http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/koho/kohohome/>
e-mail=koho@city.nagato.yamaguchi.jp

課係 23-1112
総務 庶務

平成13・14年度 建設工事等の 入札参加資格審査申請書を受け付けます

建設工事等の入札参加資格の更新時期となりました。希望者は手続きをお取りください。

●提出書類

- ・建設工事等入札参加資格審査申請書、建設工事等経歴書、使用印鑑届、納税証明書、経営事項審査結果通知書、職員数調べ、技術者経歴調べ、登録

録証明書、営業所一覧、主要取引金融機関一覧

●提出方法

A4フラットファイル綴じ

●期間

2/1(木)～2/28(水)

(この期間以外の受付は行いません。)

●申し込み 庶務係

課係 26-6005
体育 体

第47回市民駅伝大会 交通規制にご協力をお願いします

1月28日(日)午前10時45分、通1区村田造船所前を約100チームがスタートします。

毎年、応援者等の車で道路は渋滞し、選手の走路妨害とともに、交通事故の危険性が指摘されています。関係者の皆様のご協力が不可欠です。

第4区中継所の大泊までは一本道です。青海島内は、最後尾の選手が通過するまでは車を移動させず、警察・警備役員の指示に従ってください。

大会が安全に進行しますように、ご理解・ご協力をお願いします。

課係 23-1157
福祉 社会

子育て支援短期利用事業 (ショートステイ)

病气や出産、学校の行事への参加などで、家庭の児童の教育が一時的に困難となった場合に、俵山湯の家で養育、保護しますのでご利用ください。(所得によ

り利用料が必要となります) ●申し込み・問い合わせ

社会福祉係または俵山湯の家

(☎29・0831)

課係 23-1157
福祉 社会

児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当について

児童手当

●対象者 市内在住者で義務教育就学前の児童を養育している人。前年(1月から5月まで)については前々年の所得が一定額以上の人は支給されません

●児童手当額

◎第1子及び第2子 月額 5,000円

◎第3子以上(1人につき) 月額 10,000円

●児童扶養手当

●対象者 父母の離婚等により

●特別児童扶養手当

●対象者 障害児(20歳未満で政令に定める程度の障害のある人)の父母または養育者

●手当の認定請求期間

離婚等支給要件の該当日から5年間

父と暮らしていない児童(18歳後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で一定の障害のある人)を養育している母等

※所得により全部または一部支給停止があります。

課係 23-1129
国民年金 市

本邦に永住帰国された中国残留邦人等(いわゆる引揚者、残留孤児、残留婦人等)のみなさまへ

平成8年4月から、永住帰国された中国残留邦人等の方々に対し、国民年金の特例措置が実施されました。

保険料の追納ができますが、追納は5年間の追納期間内に行わなければなりません。

平成7年4月1日以前に帰国された方は、追納期限が平成13年3月31日になりますので、追納を希望する場合は、お早めにご手続きを行ってください。

この特例措置により中国等の地域に残留していた期間のうち、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の期間が、保険料免除期間の対象とされ、国民年金の額に反映されます。(ただし、そのためには手続きが必要となります。)

また、その期間について年金

